

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員は、入所中の児童に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 健康診断</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員は、入所中の児童に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 健康診断</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この号において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握しなければな</p>

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	らない。
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	児童相談所等における児童の入所前の健康診断
(新設)		児童が通学する学校における健康診断
		定期の健康診断または臨時の健康診断
(4)・(5) 省略		乳幼児（乳児または幼児をいう。以下同じ。）に対する健康診査
12~18 省略		入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断
別表第2 省略		
別表第3（第6条関係）		
乳児院の設備および運営に関する基準		
1　設備		
(1) 入所させる乳幼児（乳児または幼児をいう。以下同じ。）の数が10人以上である乳児院		
ア・イ 省略		
(2) 省略		
2　職員		
(1) 前項第1号の乳児院		
ア～ウ 省略		

エ 看護師は、保育士または別表第7第2項第8号アからコまでのいづれかに該当する児童指導員をもってこれに代えることができる。この場合においても、乳児院の設置者は、入所させる乳幼児の数が10人である乳児院にあっては2人以上、入所させる乳幼児の数が10人を超える乳児院にあっては2人に当該超える数がおおむね10人増すごとに1人を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

オ・カ 省略

キ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第3項各号のいづれかに該当する者とすること。

ク 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(2)・(3) 省略

(4) 乳児院の長は、次のいづれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が

エ 看護師は、保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）または別表第7第2項第8号アからサまでのいづれかに該当する児童指導員をもってこれに代えることができる。この場合においても、乳児院の設置者は、入所させる乳幼児の数が10人である乳児院にあっては2人以上、入所させる乳幼児の数が10人を超える乳児院にあっては2人に当該超える数がおおむね10人増すごとに1人を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

オ・カ 省略

キ 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第3項各号のいづれかに該当する者とすること。

ク 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号オ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号カにおいて同じ。）（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(2)・(3) 省略

(4) 乳児院の長は、次のいづれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が

指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとすること。

ア・イ 省略

(新設)

ウ 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア)～(ウ) 省略

(5) 省略

3～7 省略

別表第4（第6条関係）

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～エ 省略

指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとすること。

ア・イ 省略

ウ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

エ 省略

オ 知事がアからエまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア)～(ウ) 省略

(5) 省略

3～7 省略

別表第4（第6条関係）

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～エ 省略

(新設)

オ 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。別表第13第1項第6号キにおいて同じ。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉事業に従事した期間が2年以上であるもの

(8) 前各号に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員については、別表第3第2項第1号ク、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う母子生活支援施設」と、「乳児院を」とあるのは「母子生活支援施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「母子生活支援施設」と読み替えるものとする。

3～5 省略

別表第5 省略

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

オ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

カ 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。別表第13第1項第6号ケにおいて同じ。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉事業に従事した期間が2年以上であるもの

(8) 前各号に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員については、別表第3第2項第1号ク、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う母子生活支援施設」と、「乳児院を」とあるのは「母子生活支援施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「母子生活支援施設」と読み替えるものとする。

3～5 省略

別表第5 省略

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～ウ 省略

エ 別表第4第2項第7号才に掲げる者

オ・カ 省略

3・4 省略

別表第7 (第6条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(7) 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～ウ 省略

(新設)

エ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。才において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

才～キ 省略

ク 別表第4第2項第7号才に掲げる者

ケ・ユ 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、児童養護施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよびク、第4号ならびに第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～ウ 省略

エ 別表第4第2項第7号力に掲げる者

オ・カ 省略

3・4 省略

別表第7 (第6条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(7) 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～ウ 省略

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

オ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。力において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

カ～ク 省略

ケ 別表第4第2項第7号力に掲げる者

ユ・サ 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、児童養護施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよびク、第4号ならびに第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼

「児の養育」とあるのは「児童養護施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童養護施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童養護施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「児童養護施設」と読み替えるものとする。

3～7 省略

別表第8～別表第11 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、児童心理治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「児童心理治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童心理治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童心理治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「児童心理治療施設」と読み替えるものとする。

3～5 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

「児の養育」とあるのは「児童養護施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童養護施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童養護施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号エ中「乳児院」とあるのは「児童養護施設」と読み替えるものとする。

3～7 省略

別表第8～別表第11 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、児童心理治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「児童心理治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童心理治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童心理治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号エ中「乳児院」とあるのは「児童心理治療施設」と読み替えるものとする。

3～5 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)～(4) 省略

(5) 児童自立支援施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）に定める人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとすること。

ア・イ 省略

（新設）

ウ 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「相談援助業務等従事期間」という。）が5年（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあっては、3年）以上であるもの

（ア）～（ウ） 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア・イ 省略

（新設）

（新設）

エ 省略

1 職員

(1)～(4) 省略

(5) 児童自立支援施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）に定める人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとすること。

ア・イ 省略

ウ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

エ 省略

オ 知事がアからエまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「相談援助業務等従事期間」という。）が5年（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあっては、3年）以上であるもの

（ア）～（ウ） 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア・イ 省略

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

オ 省略

エ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。エにおいて同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が2年以上であるもの

オ～ク 省略

(7) 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア・イ 省略

(新設)

(新設)

エ 省略

(8) 省略

2～4 省略

別表第14 省略

別表第15（第6条関係）

里親支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者とする

カ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。カにおいて同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が2年以上であるもの

キ～ミ 省略

(7) 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア・イ 省略

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

オ 省略

(8) 省略

2～4 省略

別表第14 省略

別表第15（第6条関係）

里親支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者とする

こと。

ア 省略

イ 里親として5年以上の委託児童等(法第27条第1項第3号または第31条第2項の規定により里親に委託された児童等をいう。)の養育の経験を有する者または小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。)もしくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設の職員として、児童等の養育に5年以上従事した者であって、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度への理解およびソーシャルワークの視点を有するもの

ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～6 省略

こと。

ア 省略

イ 里親として5年以上の委託児童等(法第27条第1項第3号または第31条第2項の規定により里親に委託された児童等をいう。)の養育の経験を有する者または小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。)もしくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設の職員として、児童等の養育に5年以上従事した者であって、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度への理解およびソーシャルワークの視点を有するもの

ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～6 省略